



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目 次



(二) 社会福祉法人は評議員会を置かなければならぬものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要な項目の決議を行うこととした。(第三六条第一項、第四三条第一項及び第四五条の八等に関する規定)

(三) 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないこととした。

(四) 清算に関する規定の整備を行うこととした。(第三七条関係)

(五) 合併に関する規定の整備を行うこととした。(第四六条の三、第四七条の七関係)

(一) 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

(二) 何人も閲覧の請求ができることとする  
等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び閲覧等に係る規定を整備することとした。(第五九条の二等に関する規定)

(一) 社会福祉法人の財務規律の強化

(二) 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととした。(第二六条の二等関係)

(一) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないこととした。(第四五条の三、第五第一項及び第五九条の二第一項に関する規定)

(三) 每会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、所轄庁の承認を受けなければならぬこととした。(第五五条の二第一項関係)

(四) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、社会福祉事業等、地域公益事業（公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの）をいう。その他の公益事業の順に検討し、記載しなければならないこととした。  
（第五五条の二第四項関係）

〔五〕 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聽かなければならぬこととした。  
（第五五条の二第五項及び第六項関係）

〔六〕 行政的関与

〔一〕 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができることとした。  
（第五六条第四項関係）

〔二〕 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、 국민に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施することとした。  
（第五九条の二第二項及び第五項関係）

〔三〕 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないこととした。  
（第五九条の三関係）

社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正

会福祉事業等」という。に従事する者の確保等に関する基本指針に改めることとした。(第九条関係)

離職した介護福祉士等の届出  
社会福祉事業等に従事していなかった介護福祉士等の届出等の資格を有する者が離職した場合には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないこととした。(第九五条の三関係)

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正関係

1 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し  
障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国への補助等の対象から除外することとした。(第二条第一項・第三項及び第一八条関係)

2 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定  
退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずることとした。(第八条及び第九条並びに附則第三項及び第四項関係)

3 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し  
被共済職員が退職し、再び被共済職員となつた場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内とすることとした。(第一条第八項関係)

三 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係  
平成二八年度から平成三〇年度までに、高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入學し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとし

(附則第二条関係)

四  
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正関係  
1 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定の施行の延期  
大学に入學することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士の養成施設」という。)において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める規定の施行期日を、平成二八年四月一日から平成二九年四月一日に変更することとした。(附則第一条関係)  
2 介護福祉士の資格取得に関する特例  
(一) 平成二九年度から平成三三年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の二第一項関係)  
(二) (一)の者が受けた介護福祉士の登録は、その者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、効力を失うこととした。(附則第六条の二第二項関係)  
(三) (一)の者が、卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から継続して五年間介護等の業務に従事した場合には、五年間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の三関係)  
(四) (一)の者が、育児休業等をした場合には、限り育児休業等をした期間を考慮することとした。(附則第六条の四関係)  
五 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係  
四の2による介護福祉士に係る略痰吸引等の規定については、平成二八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすることとした。(附則第一三条第九項、第一項関

(一) 政府は、この法律の公布後五年を目途と

して、「この法律による改正後の各法律(以下「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘査し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三十五条第一項関係)

(二) 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘査し、独立行政法人福祉医療機構に対する国財政措置(保育所及び幼稚園認定

ことども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三十五条第二項関係)

(一) 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすることとした。(附則第一〇条関係)

(二) 二の施行の日前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。(附則第一六条～第二九条関係)

(三) この法律による改正を行うこととした。

3 施行期日

この法律は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、四及び五については公布の日から、一の1、3、4(一に限る)、5(二を除く)及び6、二並びに三については平成二八年四月一日から施行することとした。

(法律第二二号)(内閣府本府)

1 仕事・子育て両立支援事業

(一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るために、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二年法律第一六四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他の事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものに設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができるこ

ととした。(第五九条の二第一項関係)

(二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることが可能であることをとした。(第五九条の二第二項関係)

2 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

(一) 投出金

一般事業主から微収する投出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

(二) 投出金の率の上限を一・〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。(第七〇条第三号)

(一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二二号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)

(三) この法律は、平成一八年四月一日から施行することとした。

及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正する法律

(法律第二三号)(財務省)

1 復興債の償還費用の財源等

(一) 平成二八年度から平成三四年度までの間ににおいて、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れができるこ

ととした。(第三条の二関係)

(二) 郵政民営化法第三六条第一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するたために必要な数を上回る数に相当する数の株式について、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替えることとした。(第五条の二関係)

(三) 「の繰入金及び平成三四四年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入について、復興債の償還費用の財源に充てることとした。(第七二条関係)

2 特例公債の発行期間等

(一) 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年度から平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるこ

ととした。(第二条関係)

(二) 特例公債を発行する場合においては、平成三二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。(第四条関係)

3 復興債の発行期間の延長

平成三二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。(第六九条関係)

4 その他

(一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二二号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)

(三) この法律は、平成一八年四月一日から施行することとした。

1 趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

2 特例公債の発行期間等

(一) 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年度から平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるこ

ととした。(第二条関係)

(二) 特例公債を発行する場合においては、平成三二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。(第四条関係)

3 経過措置

(一) 所要の経過措置を定めることとした。(附則第二条関係)

(二) 財政の健全化を図るために施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保復興施策に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るために施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うこととした。(附則第三条関係)

(三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

<p>◇ 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八一號)(財務省)</p> <p>1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う、地方税法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条・第四条関係)</p> <p>2 この政令は、平成二八年三月三一日から施行することとした。</p>	
<p>◇ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四號)(厚生労働省)</p> <p>1 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改訂に伴う正関係</p> <p>2 三年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する学校及び養成施設(以下「学校等」という。)に関する規定の整備を行うこととした。(第一条関係)</p>	
<p>◇ 路切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八二號)(国土交通省)</p> <p>1 踏切道改良促進法施行令の一部改正関係</p> <p>2 保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助の対象とする鉄道事業者の要件を定めることとした。(第二条関係)</p> <p>3 道路法施行令の一部改正関係</p> <p>4 国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めることとした。(第一〇条関係)</p>	
<p>◇ 土国交通省組織令の一部改正関係</p> <p>1 土国交通省道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成二三年三月三一日までに延長することとした。(附則第一七条関係)</p>	
<p>四 施行期日</p> <p>この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>◇ 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第一八五號)(厚生労働省)</p> <p>1 社会福祉法施行令の一部改正関係</p> <p>2 特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者を定めることとした。(第一三条の二関係)</p>	
<p>◇ 子育て支援法施行令の一部を改正する政令(政令第一八五號)(厚生労働省)</p> <p>1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の拡充</p> <p>2 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満である場合の利用者負担の上限額について、新たに額を定めることとした。(第四条の二及び第二条関係)</p>	
<p>2 児童福祉法第二七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に使用される特定介護保険施設等職員に係る掛金の額を定めるとともに、単位掛金額及び補助金算定対象額を改めることとした。(第六条第二項、第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条関係)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>1 経過措置</p> <p>(一) 社会福祉法施行令の一部改正関係</p> <p>社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業に学校等を經營する事業を加えることとした。(第二条関係)</p> <p>(二) 経過措置</p> <p>学校等の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができるうこととした。また、この申請があつた場合には、主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、この政令の施行前においても指定をすることができる。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができるものとするとした。</p> <p>(三) 経過措置</p> <p>この政令の施行前にその効力を生ずることとした。当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。(附則第一条関係)</p> <p>4 施行期日</p> <p>この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>◇ 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第一八六號)(内閣府本府)</p> <p>1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の拡充</p> <p>2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)については、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>◇ 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八七號)(厚生労働省)</p> <p>1 児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。)が二人以上の通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費に係る負担上限額の見直しを行うこととした。(第二四条及び第二五条の二関係)</p> <p>2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。</p>	

平成28年3月31日 木曜日

<p>(鉄道事業法の一部改正)</p> <p><b>第六条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第十九条の三中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。</p> <p>(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)</p> <p><b>第七条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>第十三条第二項第二号中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。</p> <p>地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をこのに公布する。</p>
<p>御名 御璽</p>
<p>平成二十八年三月三十一日</p>
<p>内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎</p>
<p>国土交通大臣 石井 啓一 内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎</p>
<p>山本 早苗 石井 啓一 太郎</p>

<p>(地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律)</p> <p><b>地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。</b></p> <p>附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律をこのに公布する。</p>
<p>御名 御璽</p>
<p>平成二十八年三月三十一日</p>
<p>内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎</p>
<p>山本 早苗 麻生 太郎</p>

- 2 第二十四条の見出しを「(経営の原則等)」に改め、同条に次の二項を加える。
- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。
- 2 第二十六条の次に次の二条を加える。
- (特別の利益供与の禁止)
- 第二十六条の二 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。**
- 他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
- 第三十条第一項中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、同項第二号中「第一百九条第二項」を「主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第一百九条第二項」に改め、同条第二項中「都道府県の区域」を「地方厚生局の管轄区域」に改め、「わたらるもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定めるもの」を加える。
- 第三十一条第四項を削る。
- 第三十六条第四項第四号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改める。
- 第四十三条第二項中「第三十二条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に」を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を「前項の認可について」に改め、同条第四項を削る。
- 第四十四条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 3 第三十二条第四項を削る。
- 4 社会福祉法人は、会計帳簿の開鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
- 4 第四十四条第一項として次の二項を加える。
- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。
- 4 第四十六条第四項を削る。
- 4 第四十九条第三項中「第三十二条第四項の規定は合併の認可の申請に」を削り、「合併の認可にその認可にそれぞれ」を「前項の認可について」に改める。
- 4 第五十六条の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 4 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 第五十六条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「所轄庁は」の下に「第四項の規定による勧告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政手続若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつた」に、「必要な措置を採るべき」を「当該勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政手続若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告を受けていた場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

（関係都道府県知事等の協力

**第五十七条の二** 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第九百三十三条第一項中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九百四条第一号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改め、同条第五号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第六号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第七号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九百五条（見出しを含む。）及び第九百九条中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第五十九条第一項中「事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を」を「次に掲げる書類を」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面  
二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

**第五十九条第二項を削る。**  
**第六章第五節中第五十九条の次に次の二条を加える。**

(情報の公開)  
第五十九条の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

二 前条各号に掲げる書類  
社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところ

るにより、当該名号に定める事項を公表しなければならない。

二　前条の規定による届出をしたとき　定款の内容  
より届出をしたとき　前項第一号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書  
類(内規)

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

て、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければなりません。

**第九章**の章名を次のように改める。  
**第九章** 社会福祉事業等に従事する者の准保の足掛

第八十九条第一項中「が適正に行われる」ことを確保する」を「の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下この章において「社会福祉事業等」と）

「事業者等」を「社会福祉事業者等」に改め、同項第一号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「事業者等」を「社会福祉事業者等」に改め、同項第四号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に

業等」に改める。  
第九十条(見出しを含む)及び第九十一条中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

目次中「第三節 管理（第三十六条—第四十五条）」を

第六節 解散及び合併（第四十六条—第五十五条）」を

五 評議員及び評議員会に関する事項

第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下この条、次節第一款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。」の定数その他の役員」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

第三十二条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

第三款 合併 第一目 清算の開始（第四十六条—第五十五条）」を

四 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

6 第三十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

第三十三条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

（定款の備置及び閲覧等）

第三十四条の二 社会福祉法人は、第三十二条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び從たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の臘本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

二 中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号を削り、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「会議」を「理事会」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項



- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
- 一 社会福祉事業について識見を有する者
  - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
- (役員の任期)
- 第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。
- (会計監査人の資格等)
- 第四十五条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。又は監査法人でなければならぬ。
- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。
- 3 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。）第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。
- (会計監査人の任期)
- 第四十五条の二 会計監査人は、公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）第六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。又は監査法人でなければならぬ。
- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。
- 3 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。）第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。
- (役員又は会計監査人の解任等)
- 第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。
- (役員又は会計監査人の解任等)
- 第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができます。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないととき。
  - 三 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員の解任の訴えについて準用する。
- (監事による会計監査人の解任)
- 第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- (監事の解任)
- 第四十五条の五 監事は、会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- (役員の解任)
- 第四十五条の六 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができます。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないととき。
  - 三 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員の解任の訴えについて准用する。
- (監事の解任)
- 第四十五条の七 監事は、会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- 2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。
- 3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条（第二号に係る部分に限る。）、第三百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて准用する。
- (監事の解任)
- 第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。
- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
- 4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条から第二百八十六条规定までの規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- (評議員会の運営)
- 第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。
- 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。
- 3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。
- 4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 一 前項の規定による請求の後連絡なく招集の手続が行われない場合
- 二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合あつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 6 評議員会の決議は、議決に加わることができない評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合あつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合あつては、その割合以上）をもつて行う。

3 2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 1 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

2 (役員等に欠員を生じた場合の措置)

第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が滞滯することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することがができる。

3 3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合には、連絡なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

#### (役員の欠員補充)

第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、連絡なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

#### (第三款 評議員及び評議員会)

#### (評議員会の権限等)

第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条から第二百八十六条规定までの規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### (評議員会の運営)

第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。

#### (評議員会の運営)

第三百八十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。

#### (評議員会の運営)

7

前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員のみの二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に当たる多数をもつて行わなければならない。）

一 第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

二 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百三十三条第一項の評議員会

三 第四十五条の三十六第一項の評議員会

四 第四十六条第一項第一号の評議員会

五 第五十二条、第五十四条の二第一項及び第五十四条の八の評議員会

前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

九 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百八十五条の十九第六項において準用する同法第百九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百八十八条から第百八十三条まで及び第百九十二条の規定は評議員会の決議について、同法第百九十四条の規定は評議員会への報告について、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百八十八条第一項第三号及び第百九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事等の説明義務）

第45条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。（議事録）

第45条の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつていているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。  
第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は臘写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、第二百六十九条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条第一項及び第三項、第二百七十二条、第二百七十三条（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）並びに第二百七十七条の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

について準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は評議員会（以下この款及び第三百十五条第一項第一号）において「社員総会等」という。」とあり、及び同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」（「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

#### 第四款 理事及び理事会

（理事会の権限等）

第45条の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

4 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第45条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

（理事会の運営）

第45条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。





平成 28 年 3 月 31 日 木曜日

## (清算法人の能力)

**第四十六条の四** 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

**第四十六条の四の四** 第四十六条の十の次に次の目名を付する。

## 第二回 清算法人の機関

**第四十六条の五** 清算法人における機関の設置

## 第三回 清算法人の機関

## 第四回 清算法人の機関

**第四十六条の五の五** 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

**第四十六条の五の六** 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置くことができる。

**第四十六条の五の七** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の八** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の九** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十一** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十二** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十三** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十四** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十五** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十六** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十七** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十八** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の十九** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十一** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十二** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十三** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十四** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十五** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十六** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十七** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十八** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の二十九** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十一** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十二** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十三** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十四** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十五** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十六** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十七** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十八** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の三十九** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十一** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十二** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十三** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十四** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十五** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十六** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十七** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

**第四十六条の五の四十八** 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

## (清算人の職務)

**第四十六条の九** 清算人は、次に掲げる職務を行ふ。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

(業務の執行)

**第四十六条の十** 清算人は、清算法人（清算人会設置法人を除く、次項において同じ。）の業務を執行する。

**第四十六条の十一** 清算人は、清算法人（清算人会設置法人を除く、次項において同じ。）の業務を執行する。

**第四十六条の十二** 清算人が一人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

**第四十六条の十三** 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八百八十二条第一項各号に掲げる事項

三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八百八十二条第一項から第八百五十五条まで、第八百八十八条及び第八百九十三条の規定は、清算人（同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）について準用する。

5 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八百八十二条第一項に規定する代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。）と、同法第八百八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八百四十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八百五十五条並びに第八百八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八百九十三条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人の解任)

**第四十六条の七** 清算人（前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）が次のいずれかに該当するときは、清算人の解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のあるとき、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職務上の義務に違反するとき、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職務上の義務に違反するとき、又はこれに堪えないとされる。

三 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七百五十五条第一項から第二項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七百七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

(監事の退任)

**第四十六条の八** 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

2 清算法人の評議員は、三人以上でなければならぬ。

3 第四十六条第三項から第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条第三項、第五項及び第七項、第四十五条、第四十五条の六第一項及び第二項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

(清算法人の代表)

**第四十六条の十一** 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。）以下この項において同じ。）の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合においては、理事長が代表

清算人となる。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算法人の中から代表清算人を定めることができる。

6

第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならぬ清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対する訴え提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

8

第四十六条の十一の次に次の十条及び二条を加える。

（清算法人についての破産手続の開始）

規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

9

第四十六条の十一 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定による清算人会の承認の決議に賛成した清算人

二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一百十二条及び第一百六十六条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第一百十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第四十六条の十五 清算人がその職務を行つて故意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2

清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項について同虚偽の記載又は記録

## 二 虚偽の登記

### 三 虚偽の公告

（清算人等の連帯責任）

第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの方は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。

（清算人会の権限等）

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置法人の業務執行の監督

二 表清算人の選定及び解職

三 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するためには、厚生労働省令で定める体制の整備

6 清算人会は、次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。

一 代表清算人

二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。



## (貸借対照表等の監査等)

**第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。**

**2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)**

**第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事業年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という)を、定期評議員会の日の一週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。**

**2 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。**

**1 貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求**

**2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求**

**3 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求**

**4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求(貸借対照表等の提出等)**

**第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。**

**1 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く) 第四十六条の二十五第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告**

**2 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告**

**3 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告**

**2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。**

**3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。(貸借対照表等の提出命令)**

**第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。**

**(適用除外) 第四十六条の二十九 第四節第三款(第四十五条の二十七第四項及び第四十五条の三十四までを除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。**

**第四回 債務の弁済等**

**第四十六条の三十 清算法人は、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。**

**2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。**

## (債務の弁済の制限)

**第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。**

**2 前項の規定にかかわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済して他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。**

**(条件付債権等に係る債務の弁済)**

**第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。**

**2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。**

**3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。**

**(債務の弁済前ににおける残余財産の引渡しの制限)**

**第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。**

**(清算からの除外)**

**第四十六条の三十四 清算法人の債権者(判明している債権者を除く)であつて第四十六条の三十二第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。**

**2 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができます。**

**第四十七条の前に次の目名を付する。**

## 第五回 残余財産の帰属

**第四十七条の見出しを削り、同条第一項中「合併」の下に「(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)」を加える。**

**第四十七条の四から第四十七条の七までを削り、第四十七条の三を第四十七条の五とし、第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の目名及び二条を加える。**

## 第六回 清算事務の終了等

**(清算事務の終了等)**

**第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。**

**2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。**

**3 清算人は、決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。**

**4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。**

(帳簿資料の保存)

**第四十七条の三 清算人**（清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人）は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

第二項の規定による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。

第四十七条の八第二項中、「第四十七条の五及び第四十七条の六」を「第四十六条の十三」に改め、同条を第四十七条の六とし、同条の次に次の二条、款名及び目名を加える。

（準用規定）

第四十七条の七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る）、第二百九十条、第二百九十二条、第二百九十三条（第一号及び第四号に係る部分に限る）、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第三款 台併

#### 第一目 通則

第四十八条の見出しを削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければならない。

第四十八条の次に次の目名を付する。

#### 第二目 吸収合併

第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

（吸収合併契約）

**第四十九条** 社会福祉法人が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）と/orの名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

（吸収合併の効力の発生等）  
第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十一条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合においては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

3 債権者に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併消滅社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定めた方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定めた方法により表示したものとの閲覧の請求

五 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（吸収合併契約の承認）

第五十二条 吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第五十三条 吸収合併消滅社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

五 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

六 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十四条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条第一項の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合においては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

3 債権者に備え置かなければならない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十五条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合においては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

3 債権者に備え置かなければならない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十六条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合においては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

3 債権者に備え置かなければならない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五十七条 吸収合併存続社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合においては、同項の提案があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対しても、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

3 債権者に備え置かなければならない。

4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人が承認する旨及び目名を加える。

(吸収合併契約の承認)

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

二 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

二 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認したものとみなす。

三 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の四 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

二 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の書面の閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三目 新設合併

(新設合併契約)

第五十四条の五 一以上の社会福祉法人が新設合併(二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継せらるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する社会福祉法人(以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。)の名称及び住所

二 新設合併により設立する社会福祉法人(以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項

四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

(新設合併の効力の発生等)

第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

二 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

三 第二十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日)から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間に、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

二 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認したものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

#### (設立の特則)

第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

#### (新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

#### 一 前項の書面の閲覧の請求

#### 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

#### 第四回 合併の無効の訴え

#### 第五十五条を次のように改める。

第五十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る）及び第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る）、第二百六十九条（第二号及び第三号に係る部分に限る）、第二百七十七条、第二百七十二条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であつた者」とあるのは「評議員等（評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。）であつた者」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章中第四節を第六節とし、同節の次に次の二節を加える。

#### 第七節 社会福祉充実計画

##### (社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の一 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行つてある社会福祉事業若しくは公益事業（以下の項目及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行つてある事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行わなければならない。

二 社会福祉充実事業を行つた区域（以下この条において「事業区域」という。）

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。）

四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。）

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

4 一 社会福祉事業又は公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要により、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

二 公益事業（第一条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。）

三 公益事業（前二号に掲げる事業を除く。）

5 一 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

6 二 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 三 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

8 四 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9 五 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会

二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容

が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容

が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

10

所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。

（社会福祉充実計画の変更）

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

（社会福祉充実計画の終了）

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

第六章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 計算

第一款 会計の原則等

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。  
社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（会計帳簿の作成及び保存）

第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。  
社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

（会計帳簿の提出命令）

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができ

る。

（計算書類等の監査等）

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第五十五条の二十八 前条第一項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監査の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の評議員への提供）

第四十五条の二十九 理事は、定期評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定期評議員会への提出等）

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人設置社会福祉法人の特別）

第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)  
第四十五条の三十二 社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定期評議員会の日の二週間前の日（第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百四十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合には、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前項の規定にかかるわらず、社会福祉法人は、役員等名簿について当該社会福祉法人の評議員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事

5 項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その三たる事務所における第

三項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものと  
をとつては、同項中「主たる事務所」に

その申しを三年間その従たる事務所（報酬等）とあるのは主たる事務所とする。

**第四十五条の三十五** 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員にあつてする審査等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与によつて、支給の基準を定めなければならない。

前項の報酬等の支給の基準に  
するときも 同様とする。

3. 社会福祉法人は、前項の用語をもじた幸福のための資金を有する員に対する報酬等を支給しなければならない。

**第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならぬ。**

定義の後、「學生が個々にて定める事項」を記す。この點は、前項と同様である。

社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく所轄庁に届け出なければならない。

第七十一条第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの」を「電磁的方法」に改める。

**第九十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を第二項へ改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。**

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十九条第一項の許可を受けて社会福祉事業等從事者につき無料の職業紹介事業を行う者でないとき

は、前項の規定による指定をしてはならない。

提供、相談その他の社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類



- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十一第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第一項、第四十五条の十五第一項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第一項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十九条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが観察若しくは勝手又は書類の原本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 四 第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 六 第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第一項若しくは第三項、第四十五条の十五第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第四十六条の二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十二条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の九第十项において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十九条第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。
- 七 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 八 清算の結果を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不適に定めたとき。
- 九 第四十六条の三十第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
- 十 第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。
- 十一 第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。
- 十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 別表都道府県の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第五项、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五项、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改め、同表市の中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第一項、第四十五条の三十六第二項及び第四项」を「第四十二条第二項、第五十四条の三第一項、第四十五条の三十六第二項及び第四项」に改める。

- 二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四项に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五项、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。
- 三 第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第一項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十九条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが観察若しくは勝手又は書類の原本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

- 二項第一項第二号中「障害児入所施設」を削り、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の二中「認可」を「設置の認可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第一号中「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法」を削り、「なされた児童自立生活援助事業」を「された児童自立生活援助事業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業
- 第二条第三項第一号中「なされた」を「された」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
- 一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児入所施設
- 二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設
- 第八条第一項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「百分の六十」に改め、同項各号を削り、同項第一号中「十九年以下である」を「十五年以下である」に改め、同項第一号中「百分の七十二」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十九年」を「十五年」に「百分の七十九・二」を「百分の八十八」に改め、同項第三号第一号中「百分の九十」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に「百分の九十九」を「百分の百」に改め、同項第三号を次のように改める。
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 第八条第三項に次の三号を加える。
- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十
- 第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
- 三 退職した者の被共済職員期間が十六年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九
- 三 十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十四

第九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下」に、「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「三十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十一」に改め、同項第三号中「二十二年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

第十二条第八項中「二年」を「三年」に改める。

第十八条中「社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く。）

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十七条规定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

附則に次の見出し及び三項を加える。

（退職手当金に関する経過措置）

当分の間 退職した者の被共済職員期間が四十三年以上ある場合の被共済職員期間は三十五年とみなす。この場合において、当該退職した者の退職手当金の額は、第八条第四項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年目の期間については、百分の百五

4 当分の間、退職手当金の額は、第八条 第九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

5 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）  
第四条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条第一項を次のように改める。

第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号

を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令、厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他それに準するものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

五 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十二条の規定 平成三十四年四月一日

附則第二条第一項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関する必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に、「能力」を「知識及び技能」に改める。

第三条中社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条、第四十条第二項及び第四十四条の改正規定を削り、第三条を第三条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（介護福祉士の資格）

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令、厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他それに準するものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

五 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十二条の規定 平成三十四年四月一日

附則第二条第一項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関する必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

附則第六条中「社会福祉士及び介護福祉士法」の下に「(以下「旧法」という。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第六条の二

この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた者(前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。)は、新法第三十九条の規定にかかるらず、当該該当するに至つた日(以下「要件該当日」という。)以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。

2

前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までに間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

福社士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までに間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

3

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間繼續して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福

祉法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項

の規定にかかるらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前二条の規定の適用について

は、同項中「五年を」とあるのは、「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間(当該期間が五年を超えるときは、五年)を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは、「から五年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の」に、「新法」を「第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」に、「この法律」を「同号に掲げる規定」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、

同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護

福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修

課程を修了していないものを除く。)」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「平成十九年一部改正法」という。)を削り、「については」の下に「同年四月一日以後は」を加え、同条に次の三項を加える。

9 次に掲げる者(次項及び第十一項において「新特定登録者」という。)に対する新社会福祉士及び介護福祉士法の適用については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項中「介護(喀痰吸引等)」の他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む)とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

一 平成二十八年四月二日から平成二十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定により介護福祉士となる資格を有するに至つた者(特定登録者を除く。)であつて、当該資格を有するに至つた日以後に介護福祉士の登録を受けたもの

10

新特定登録者については、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定は、適用しない。

11

12

第三項から第八項までの規定は、新特定登録者について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二項」とあるのは、「第十項」と、第五項及び第六項中「特定登録証」とあるのは、「新特定登録証」と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第十三条第九項」と、「特定登録者」とあるのは、「新特定登録者」と、「同条第三項」とあるのは、「同条第十一項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

13

14

附則第十四条第三項中「者に対する」の下に「附則第十二条第一項の規定により読み替えたもの」として厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前二条の規定の適用について

は、同項中「五年を」とあるのは、「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間(当該期間が五年を超えるときは、五年)を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは、「から五年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の」に、「新法」を「第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」に、「この法律」を「同号に掲げる規定」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、

同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護

福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修

課程を修了していないものを除く。)」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、「を加え、「改正後の社会福祉士及び介護

福祉士法附則第十一条第一項」を「同項」に改める。

第一項 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第二十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十三条まで、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下この条及び附則第六条において「第二号旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。



第二号施行日前に障害者支援施設等を経営していた社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第二百十一号）附則第二十八条第二項第一号において「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」というが、

第二号施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（次条及び附則第三十五条第二項において「機構」という。）に届け出たときは、第二号施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等（当該障害者支援施設等に限る）の業務に常時従事することを要する者となる者（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員を除く。）については、前項及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第二十七条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等（障害者支援施設等に限る。附則第三十条第一項において同じ。）を経営している社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第五項に規定する経営者が、第二号施行日前に第三条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「旧共済法」という。）の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

第二十八条 新共済法第八条 第九条及び第十二条第八項の規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、第二号施行日以後に退職（社会福祉施設職員等退職手当共済法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）をした者について適用し、第二号施行日前に退職をした者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が第二号施行日の前日に当該退職をした理由と同一の理由により退職をしたものとみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条及び第九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九条の二、旧共済法第十一条並びに介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第二十五条第二項の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新共済法第八条及び第九条、新共済法附則第五項の規定により計算した場合の退職手当金の額とみなして、政令で定めるところにより、旧共済法第八条の二並びに新共済法第十一条並びに附則第三項及び第四項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかる者を含む。以下「被共済職員」という。）であった者が、第二号施行日以後に退職をした場合の退職手当金の額とみなして、政令で定めるところにより計算した場合の退職手当金の額とみなす。

2 第二号施行日の前日に社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第十一項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受けた者）に使用される者を含む。以下「社会福祉施設職員等退職手当共済法第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要するものに限る。）については、同法第二条第六項に規定する社会福祉施設職員等退職手当共済法第二号の規定を適用する。

第三十条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、第二号施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち當該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、同法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う準備行為）

第三十一条 第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校及び中等教育学校の指定並びにこれに関する手続その他の行為は、第二号施行日前においても、第四条の規定による改正後の同法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一例による経過措置）

第三十二条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定によりされている学校及び養成施設の指定並びにこれに関する手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第二条第二項又は第三項の規定によりされた学校及び養成施設の指定並びにこれに関する手續その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十三条 この法律（附則第一條第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十五条 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に關し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、機構に対する国の財政措置（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定ことも園の職員に係る退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。）の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第一号中「及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）を削り、「第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）を「及び第三項」に「から第四項まで及び第五項」を「第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条に改め、同項第二号中「から第四項まで及び第五項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同項第三号中「第五十六条第五項」を「第五十六条第九項」に改める。」

第三十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第一号中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改め、同項第二号中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。

(ごどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の一部改正)

第三十八条 ごどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第五十六条第二項」を「第五十六条第八項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百三十条の二(評議員等の特別責任)の罪

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

御名 御璽

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

法律第二十二号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第一号中「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業」を「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業」として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る)のうち同法第六条の三第三項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものとの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

第三項、第五十五条の四」に改め、同項第二号中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る)のうち同法第六条の三第三項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものとの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関して、内閣総理大臣に対して意見を申し出しができる。

第六十条第一項中「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業」を「子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業」に改め、同項第二項第一号及び第五号中「及び地域子ども・子育て支援事業」を「並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業」に改める。

第六十九条第一項中「いう。」及び「いう。」に「に充てる」を「及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用(同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。)に充てる」に改める。

第七十条第二項中「賦課標準の予想給額及び」を「並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定期額、賦課標準の予想給額及び」に「並びに」を「及び」に「千分の一・五」を「千分の二・五」に改める。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(検討等)」を付し、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の待遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

2 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(施行期日)  
(特別会計に関する法律の一部改正)

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(特別会計に関する法律の一部改正)

百八条中「児童手当並びに」に改め「地域子ども・子育て支援事業」の下に「及び仕事・子育て両立支援事業」を加える。

第一百一一条第五項第二号口に「児童手当の」を削る。

口 子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金)をいう。以下同じ。」及び「仕事・子育て両立支援事業費」に「及び仕事・子育て両立支援事業費」を加える。

第一百三十三条第三項中「及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」を削り、「もの並びに」を「もの」に改め、「より国庫が負担するもの」の下に「及び第一百一一条第五項第二号に掲げる業務取扱費で国庫が負担するもの」を加える。

第一百八十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

第一百一十条第二項第三号中「及び第五項」を削り、「国庫負担金の額」の下に「及び第一百一一条第五項第二号に掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額」を加える。

附則第三十一条の二中「児童手当並びに」に「及び」を「並びに」に「児童手当並びに」に「及び」を「仕事・子育て両立支援事業費」に、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」に「及び第五項」を「及び第五項の規定による国庫負担金の額」に改める。

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第一号中「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業」を「第四章の二 仕事・子育て両立支援事業」として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る)のうち同法第六条の三第三項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものとの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

(大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)  
第十三条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を改正する。次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」を「第四条第一項第三十九号若しくは第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「第二十四号(同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る)」又は「第三十一号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第八八条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。

二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること(保安設備の整備に関することを除く)。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のようにより改正する。

第四条中「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」を「第三十号、第三十三号及び第三十四号」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第三条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」を「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

政令第百八十三号  
社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令第三条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、同令第十一条第五項の改正規定中「第十一条第五項」の下に「及び附則第二条」を「第三十九条第一号から第二号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令附則第二条から第七条までの改正規定を削る。

第二条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「又は第五号」を削り、同該第二項中「主務大臣」の下に「養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事」を加える。

附則第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「又は第五号」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福

祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定

(社会福祉法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等

の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)第三条の規定による改正後の社会福祉士及

び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定に係る

ものに限る)の申請又は同令附則第二条第一項の規定によりされている当該新指定は、それぞれこ

の政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する

政令附則第二条第一項の規定によりされた当該新指定の申請又は同令第二項の規定によりされた当

該新指定のみなす。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理 厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

國務大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一十六条第一項の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加える。

第十一条第二項中「附則第二項」を「附則第二項」に改め、同条第五項中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第二条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加える。

附 則

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第一条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）。第三項において「平成二十八年改正法」という。第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（同項において「平成十九年改正法」という。）第二条の二の規定による改正後の社会福

祉士及び介護福祉士法（同項において「法」という。）第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「第四十条第二項第二号指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行

令第三条の規定の例により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

2 主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により第

四十一条第二項第二号指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、第四十条第二項第二号指定をすることができる。この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令

の施行の日にその効力を生ずる。

3 前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十三号）による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）附則第二項の規定によりされている同項に規定する新指定（平成二十八年改正法第五条の規定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定に

よる学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定の申請又は前項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

厚生労働大臣 塩崎恭久

内閣総理大臣

臨時代理

國務大臣 麻生太郎

國務大臣 麻生太郎

國務大臣 麻生太郎

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

政令第百八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十八条第二項及び第三十四条、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二

十六条の二及び第八十九条第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）第二条第三項第七号、第十五条第二項及び第十八条並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条—第四条）

第二章 経過措置（第五条—第七条）

附則

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条の次に次の二条を加える。

(社会福祉を目的とする事業)

第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同法の規定による特例居宅介護サービスの支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む）、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同法の規定による特例地域密着型介護サービスの支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む）、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同法の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る同項に規定する介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む）又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業

二 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百五十五条の四十五第五項第一号に規定する第一号事業

四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を経営する事業

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二号中「次条第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第二条中「次に掲げる事業」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十四条の十第一項の二を削る。

第二条中「次に掲げる事業」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十四条の十第一項の規定による認可を受けた小規模保育事業」に改め、同条各号を削る。

第一条の次に次の二条を加える。

（特定介護保険施設等）

第二条の二 法第二条第三項第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とす る。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

分に限る）

二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定によ る届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定によ る届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業 第四条中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第六条第二項ただし書中「事業所が、法第二条第三項第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定介護保険施設等の事業所が、厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「特定社会福祉事業割合」という）が三分の一以上であるもの」に「次に掲げる額の」を「単位掛金額に当該各号に定める数を乗じて得た額と、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該施設又は事業所において使用する特定介護保険施設等の職員の数から当該各号に定める数を控除して得た数を乗じて得た額との」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法第二条第三項第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「措置入所障害児関係業務割合」という）が零を上回るもの。当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等の職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数が二あるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という）が三分の一以上であるもの。当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等の職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という）

二 法第二条第三項第一号、第三号若しくは第六号又は第二条の二第八号に掲げる事業を行つた事業所であつて、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「特定社会福祉事業割合」という）が三分の一以上であるもの。当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等の職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という）

三 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等の職員の数。ただし、次のイに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等の職員の数とイに定める数とを合計した数とし、次のロに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等の職員の数とロに定める数とを合計した数とする。

イ 当該特定介護保険施設等の職員を使用する施設が第二項第一号に掲げる施設に該当する場合

イイ 当該施設において使用する特定介護保険施設等の職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置入所障害児関係業務従事職員数」という）

ロ 当該特定介護保険施設等の職員を使用する事業所が第二項第二号に掲げる事業所に該当する場合

ロロ 当該事業所において使用する特定介護保険施設等の職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という）

四 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等の職員の数と申出施設等の職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号イに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

第六条に次の二項を加える。

5 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日ににおける第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数を合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

第七条第二号イ中「と特定職員数を合計した数

数及び特定職員数の見込数」に改め、同号ロ中「特定職員数の見込数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数」と特定職員数の見込数とを合計した数に改める。

第八条中「第十八条」を「第十八条第一号」に、「第六条第二項ただし書に規定する場合に該当する」を「第六条第二項第二号に掲げる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、第六条第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。

第九条中「と特定職員数」とを「措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数」に、「数を当該事業年度の初日」を「数を同日」に改める。

附則第二項第一号中「第一条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に、「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第二号中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一号」に改め。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び附則第二条中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び附則第二条中「この政令による改正後の」と削り、「次項において「新令」という。」第六条第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所を「第六条第二項第二号に掲げる事業所」に、「同項第一号」と、「同項第一号」と、「同項第一号」と、「同項第一号」に改め。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

（改正法附則第二十八条第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる類）

第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十八条第二項の規定により同項各号に規定する者について改正法第三条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「旧共済法」という。）第八条及び第九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九条の二、旧共済法第十一号並びに介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第二十五条第二項の規定の例により退職手当金の額を計算する場合においては、旧共済法第八条第一項に規定する政令で定める額は、改正法附則第二十八条第二項に規定する第二号施行日

（第七条において「第二号施行日」という。）以後に退職（社会福祉施設職員等退職手当共済法第七条に規定する退職をいう。以下この条において同じ。）をした日の属する月前（当該退職をした日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の金額に当該契約の申込みの日ににおける第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

（平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等職員となつた者に関する経過措置）

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条の二第一項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に改正法第三条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二条第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）（改正法附則第二十六条第一項に規定する障害者支援施設等に限る。）となつたものとみなされたことにより社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「共済法」という。）第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員（以下「特定介護保険施設等職員」という。）となつた者（同月一日において現に同条第十項に規定する共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第一百十一号）。次条第一項において「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」という。）に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務を常時従事することを要する者に限る。）については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

（既加入施設職員等に関する経過措置）

第七条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（以下「新令」という。）第六条第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数が、第二号施行日の前日に共済法第二条第十一項に規定する被共済職員（社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。附則第二条第二項を除き、以下「被共済職員」という。）であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該施設の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入施設職員」という。）の数より多いときは、当該既加入施設職員については、改正法附則第二十九条の規定は、適用しない。

2 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所（法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業を行なう事業所を除く。）に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、第二号施行日の前日に被共済職員であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入事業所職員」という。）の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九条の規定は、適用しない。

（施行期日）

附 則

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に共済法第四条第一項の規定により成立している共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約（以下「退職手当共済契約」という。）第二条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「退職手当共済契約」という。）第二条の規定により成立している共游契約に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。（以下「既加入事業所職員」という。）の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九条の規定は、適用しない。

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に地域活動支援センター等を経営していた共済契約者が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等（当該地域活動支援センター等に限る。）の業務に常時従事することを要する者となる者（共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員（附則第五条第一項において「社会福祉施設等職員」という。）を除く。）については、前項及び共済法第二条第十一項の規定にかかるわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

**第三条** この政令の施行の際現に特定介護保険施設等（地域活動支援センター等に限る。以下同じ。）を経営している共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

**第四条** 共済法第四条の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等となつたものとみなされたことにより特定介護保険施設等職員となつた者（同月一日において現に共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

**第五条** 施行日の前日に被共済職員であった者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員等となつたものとみなされたことにより特定介護保険施設等職員となつた者（同月一日において現に共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなして、共済法第十五条、新共済法第十八条及び共済法第十九条の規定を適用する。

**第六条** 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所（新令第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所に限る。）に使用される特定介護保険施設等職員について、前項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、施行日の前日に被共済職員であった者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入短期入所等事業所職員」という。）の数より多いときは、当該既加入短期入所等事業所職員については、前項の規定は、適用しない。

**第七条** この政令の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、当該既加入短期入所等事業所職員にかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができ

る。

**2** 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

**第七条** 新令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第七条の規定は、平成二十八年度以後の事業年度に納付すべき掛金について適用し、平成二十七年度以前の事業年度に納付すべき掛金については、当該退職手当共済契約のうちお從前の例による。

**2** 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

**第七条** 新令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第七条の規定は、平成二十八年度以後の事業年度に納付すべき掛金について適用し、平成二十七年度以前の事業年度に納付すべき掛金については、当該退職手当共済契約のうちお從前の例による。

**2** 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

**第七条** 新令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第七条の規定は、平成二十八年度以後の事業年度に納付すべき掛金について適用し、平成二十七年度以前の事業年度に納付すべき掛金については、当該退職手当共済契約のうちお從前の例による。

**3** 当分の間、新令第六条第二項第一号に掲げる事業所（新令第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所に限る。）に使用される特定介護保険施設等職員について、附則第五条第一項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第一号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入短期入所等事業所職員の数より少ないと、又は既加入短期入所等事業所職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

**第九条** 新令第八条及び第九条の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国及び都道府県の補助について適用し、平成二十七年度以前の各年度における当該補助については、なお従前の例によることとする。

**第十条** 改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校又は中等教育学校の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前ににおいても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第一条において準用する同令第三条の規定により、新指定の申請をすることができる。

主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

厚生労働大臣 塩崎恭久  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生太郎

**政令百八十六号**

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第六十七条第一項、第七十条第二項並びに附則第九条第一項第一号イ、同項第一号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「一万五千五百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合には、「一万三千五百円」（短時間認定保護者にあつては、「一万三千三百円」とする。）と「同項第六号」に「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「三万九千六百円」とあるのは「三万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、「一万五千円（短時間認定保護者にあつては、「一万四千八百円」とする。）と「同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百五十円」に改める。

- (1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額  
 (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三  
 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定  
 保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前  
 最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前最年長負担額算定基準者) うち最年長者である障害  
 児に限る) に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三  
 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定  
 保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児 (小学校就学前  
 最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前最年長負担額算定基準者) のうち最年長者である障害  
 児に限る) に百分の五を乗じて得た額
- (2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額  
 (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三  
 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定  
 保護者の通所給付決定に係る障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く)  
 に係るものに限る) に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三  
 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定  
 保護者の通所給付決定に係る障害児 (小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く)  
 に係るものに限る) に百分の五を乗じて得た額
- (3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受け  
 た基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三  
 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (当該通所給付決定  
 保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児 (小学校  
 就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く) に係るものに限る) に百分の十を乗じて得た額  
 (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)
- 第二十四条第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二  
 十四号第五号」に改める。
- 第二十八条中「(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)」を削り、「同  
 項」を「(法第六条の二の二第三項)」に改める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の一の規定は、この政令の  
 施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第  
 二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)に  
 ついて適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお前項の例による。

厚生労働大臣 塩崎恭久

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生太郎

○厚生労働省令第三号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福  
 祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を  
 改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 駒嶋恭久  
厚生労働大臣 塩崎恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令  
 省令の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令  
 (平成二十三年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のよう改める。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第一号」を「第四

十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第一項中

「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十  
 条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条

第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改  
 める。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」

に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第  
 二号学校」を「第五号学校」に改め、同条第一号末(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十  
 条第二項第四号」に改め、同号末(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改  
 め、同条第二号ハ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ハ(4)

中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「法第

三十九条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改める。

第九条第一項第十号口中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から  
 第二号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ハ中「第四十条第二  
 号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」に、「法第四十  
 条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同号ハ中「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」

に改める。

省令  
令

平成28年3月31日 木曜日

第十一條第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。  
 附則第二条の二中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改める。  
 別表第四の二備考四中「第二号学校」を「第五号学校」に改める。  
 附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

改め、同条を附則第一項とする。  
 附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成二十八年法律第二十一条)第五条に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

○文部科学省令第四号  
 この省令は、公布の日から施行する。  
 附則  
 附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成二十八年法律第二十一条)第五条に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成二十八年法律第二十一条)第五条に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩  
 厚生労働大臣 塩崎 恒久

(社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

(社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正)  
 第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(4)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(5)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。  
 第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。  
 第六条中「限る。別表第四」を「限る。(別表第四)」に改める。  
 附則第四条第三項中「第三条第一号ト(4)」を「第三条第一号ワ」に改める。  
 第一条第一項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第二号」に改める。  
 第五条第九号の次に次の一号を加える。  
 九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の次に次の二条を加える。  
 第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する学校(別表第四の二において「第二号学校」という)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準  
 イ 修業年限は、六月以上(施行規則第二十二条第三号に掲げる者にあっては、一月以上)であること。

□ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上である」と。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関する適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得せるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

- (1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者
- (3) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校において、教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者
- (4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ
- (5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校等(以下「特別高等学校等」という)の教員として、別表第四の二に定める介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ハ 介護過程Ⅲを教授する教員は、本の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

チ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有する者

ヌ 一学級の定員は、五十人以下であること。

トル 有すると認められる者を置くこと。

リス 一学級の定員は、五十人以下であること。

ト ハ 介護過程Ⅲを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

ト ハ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されおり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

## 一 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、二、ヘ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ 口の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関する五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する五年以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。  
 (1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。  
 (2) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。  
 (3) 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

三 印刷教材による授業における添削指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。  
 (1) 通信指導は、計画的に行なうこと。  
 (2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について「回以上行うこと」とし、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。  
 ハ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認すること。

ト 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。  
 チ 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。  
 ハ 第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
 チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

## 第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十二条第三号中「異動」の下に「(実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する学校等に限る。)」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号口」を「第五条第六号、第九号の二及び第十四号並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）」を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を

一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについて、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかるらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「（第三条第一項第七条関係）」を「（第三条第一項第七条の二関係）」に改める。

別表第四中「ころとからだのしくみ」の項の次に

五〇	五〇	医療的ケア
五〇	五〇	医療的ケア

「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇〇」に、「一、一七〇」を「一、一七〇」に改め、合計の項目「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、一七〇」に改める。

備考 一 第二号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

ハ 法第四十条第二項第一号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

別表第四の二(第七条の二関係)  
別表第四の二(第七条の二関係)

科	目	時間数
人間の尊厳と自立		五
社会の理解I		三〇
社会の理解II		一〇
介護の基本I		一〇
介護の基本II		一〇
コミュニケーション技術		一〇
生活支援技術I		二〇
生活支援技術II		三〇
介護過程I		二〇
介護過程II		二〇
介護過程III		二〇
発達と老化の理解I		二〇
発達と老化の理解II		二〇
認知症の理解I		一〇
認知症の理解II		一〇
障害の理解I		一〇
障害の理解II		一〇
このとからだのしくみI		二〇
このとからだのしくみII		二〇
医療的ケア		二〇
合計		四五〇

附則	施行期日
1 (経過措置)	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
2	第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「新規則」という)第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関する手続その他行為は、この省令の施行前においても行うことができる。
3	法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。
O 厚生労働省令第五号	○ 厚生労働省令第五号 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のようく定める。 平成二十八年三月三十一日 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 厚生労働大臣 駆 恒久 文部科学大臣 塩崎 恒久 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年四月一日から施行する。) この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
O 厚生労働省令第七十五号	○ 厚生労働省令第七十五号 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のようく定める。 平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恒久 (健康保険法施行規則の一部改正) 第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。 第二十三条の次に次の五条を加える。 (特定適用事業所の該当の届出)
O 第二十三条の二	初め公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。)附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所(第二号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という)となつた適用事業所の事業主(事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、

備考 一 介護過程IIIについては、面接授業により行うものとする。  
二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。  
三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。  
四 第二号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目的履修を免除することができる。  
五 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。  
六 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。  
七 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

第十八条第三項に次の「一」号を加える。

七 第十五条の二第六号の区別

第十九条第四項に次の「一」号を加える。

七 第十五号の二第六号の区別

第十九条の二の二第一項に次の「一」号を加える。

六 第十五条の二第六号の区別

第二十一条の二の二の次に次の「一」号を加える。

(被保険者等の区別変更の届出)  
第十二条の三 事業主 (船舶所有者を除く。以下この条において同じ)は、被保険者に係る第十一

五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 変更の年月日

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 変更の年月日

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

第二十九条の二中「及び」を「」に、「第二十二条まで」を「第二十二条の二まで及び第二十二条」に改める。

第四十七条の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。)」を

「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。

第八十八条の十第一項第一号ハ中「標準酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。

第八十九条の三第一項中「実施機関」を「各実施機関」に改める。

第九十三条第二号の次に次の「一」号を加える。

二の二 第十四条の四第一項の規定による申出書の受理

附 則  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

第一条 (短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置)  
この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十八年十月三十日までの間における第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

第三条 施行日から平成二十八年十月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

(厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用される者の要件に関する経過措置)  
第十四条 施行日前において、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)に該当する者であつて、施行日まで引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものについては、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)。次条において「年金機能強化法」という。)第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条(同条第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後引き続き施行日において使用された事業所に使用されている間は、適用しない。

第五条 当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者(前条の規定により引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものを除く。以下この条において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

#### ○厚生労働省令第七十六号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二

十二条の改正規定中「に改め」の下に「同条第三号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第

二項第五号」に改め」を加え、同令第二十二条第三項の改正規定中「第四十条第二項第一号」を「第

四十二条第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」に改め、「第五号まで」の下に「又は前条第三号」を加え、同令第二十三条第一項の改正規定を削り、同令第二十八条第一項第一号の改正規定中

「第三号まで」を「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号に、第三号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に「一条を加える改正規定及び同令附

則第二条第一号の改正規定を削り、同令様式第五及び様式第六の改正規定を次のように改める。

様式第五（第24条関係）（表面）

収入印紙 (消印しないこと。)		介護福祉士試験受験申込書												
フリガナ 氏名	(姓)				(名)				※ 整理番号					
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成				年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女				
郵便番号					本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)			都道府県		本籍地コード				
フリガナ 現住所	都道府県													
電話番号														
受験 希望地	都道府県													
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 実務者研修	勤務先名				職種				期間	年月～年月			
	研修機関名										年月～年月			
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> + 実務経験	勤務先名				職種					年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修課程 + 啞瘡吸引等研修	勤務先名				職種					年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 高等学校等	学校名 [及び 専攻科]				卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月		
	<input type="checkbox"/> 特例高等 学校等 + <input type="checkbox"/> 実務経験 (9月以上)	学校名 [及び 専攻科]				卒業年月		平成		年	月			
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等	勤務先名 (実務経験)				職種				期間	年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	第	回	提出する受験 票の受験番号									
	<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請	介護技術講習修了年月日 (見込み)			平成	年	月	日						
	<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号									
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無						

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名

印